

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2021 年 6 月 14 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0005

住所 北海道札幌市中央区北5条西23丁目
1 - 10 - 501

電話番号 011-641-9010

評価機関名 合同会社 m o c a i

認証番号 北海道 第20-004号

代表者氏名 代表社員 宇津野 朗子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高橋 春美	総合	第0018号
	(2)	神内 秀之介	総合	第0068号
	(3)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	幼保連携型認定こども園			
事業所名称	幼保連携型認定こども園 東光宮前こども園			
設置者名称	社会福祉法人 旭川松の木会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2020 年 8 月 12 日	~	2021 年 6 月 2 日	
利用者調査実施時期	2021 年 1 月 25 日	~	2021 年 2 月 22 日	
訪問調査日	2021 年 3 月 18 日			
評価合議日	2021 年 4 月 6 日			
評価結果報告日	2021 年 6 月 14 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

合同会社 m o c a l

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 旭川松の木会

代表者氏名: 理事長 松浦 正

所在地: 〒070-8002 北海道旭川市神楽二条12丁目1番25号

TEL 0166-61-0568

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

「認定こども園選択に必要な情報発信の配慮」

法人によるホームページで系列の3つのこども園情報の発信のほか、3園を紹介説明するパンフレットを作成してこども園の選択に必要な情報を希望者へ届くように行政機関へ配布・配置しています。見学の希望者へは積極的に対応して丁寧な説明対応に努め、準備する園の資料や物品等の記載、園舎内の動線に配慮した教育・保育等説明の要点を整理した「見学マニュアル」を作成しています。

「豊かな自然を生かした教育・保育の実践」

図書館に隣接し公園が近くにあり自然環境に恵まれた場所に立地しています。6月から9月までは、園手造りの弁当を持ちピクニックに出かけたり、自然の中での探索活動で動植物に興味関心を持つ機会を多く設け、葉や木の実などを使い製作活動で自己表現した作品が園内に展示されています。園敷地はグラウンドと芝生園庭に分かれており、3歳以上児と3歳未満児は分けられた安全な環境の下でプールや雪山のそり遊びなど、季節の遊びが楽しめる環境の中で伸び伸びと遊んでいます。一年を通した戸外活動は子どもの体力と集中力の向上にもつながり、興味を深め自発性・創造性を高めています。園目標の「丈夫な子ども、情緒の安定した子ども、自分で考え作り出せる子ども」はこのような活動を通して育まれています。

◇改善を求められる点

「具体的な施策をともなった中長期計画の作成」

園では年度末に全体的な振り返りを行い、職員で評価・反省を行っていますが、事業報告書も毎年度ほとんど変化がなく形骸化しています。また、事業計画は作成しているものの、毎年重要項目を反復しており、園を運営するにあたっての具体的な目標・課題設定までは記載されていません(保育内容に関しては、全体的な計画や年間指導計画の中に詳細を記載しています)。中長期計画についても策定はされているものの、旭川市の子ども子育てプランの全体計画に沿った抽象的な内容となっており、園や法人の独自性が反映されていません。園の将来を見据え、具体的な計画・活動内容を伴った中長期計画の作成が望まれます。

「園が目指す地域交流や子育て支援の実現」

園庭開放、近隣住民とのごみ拾いや美化活動、夏祭り等の園行事に近隣住民や卒園児の参加を促すなど園として積極的に近隣住民と関わろうとする姿勢や努力が伺えます。今後は、子育て支援や地域交流について、法人や園の基本方針や計画をしっかりと明文化して実施すると共に、更にボランティアの活用など地域への情報発信を工夫しながら様々な地域の人々との関わりを進め、園が目指す「身近な子育て応援者」を地域の中で実践できる体制構築が期待されます。

「保育のプロフェッショナルを育てる人材育成」

職員の配置はバランスを考慮して年齢構成されていますが、法人全体として新規園の開設などが重なったため若い職員も多く在籍し、年齢ではない部分で保護者の信頼感を得られるような人材育成を行うことが課題に挙げられています。保育知識のさらなる習得、保育技術の研鑽を重ねることはもちろん、保育のプロフェッショナルとしてふさわしい身だしなみやマナー、所作、言葉遣いなどについて継続的に取り組むことで保護者の信頼感を高めていくよう法人と園が一丸となり、現在のキャリアパスが活かされる人材育成のシステムが構築されることが期待されます。

「教育・保育の園の取り組みの明示化の持続的・定期的PDCAサイクル見直し」

園における教育・保育の提供の標準的な実施方法「保育場面のサービス実施方法マニュアル」等は、注意事項を標準化する視点の持ち方からステップアップして園の理念に向かう園らしさの教育・保育の提供を視点とした内容へバージョンアップすることが望まれます。教育・保育上の注意事項等の問題点を把握し対処する視点も押さえながら、教育・保育上の課題を把握して工夫する視点を導入し、各マニュアルの整備も合わせて、園の取り組みとして教育・保育の全般に渡っての質の向上にPDCAサイクルから持続的・定期的な見直しに取り組むことが期待されます。

「感染症マニュアルを見直し感染症から子どもを守る体制の整備」

感染症は子どもの生命に大きく影響を及ぼす危険性が高く、こども園では集団行動をしたり共用場所を使用したりすることが多いため、感染症が拡大しやすい環境にあります。特に新型コロナウイルス感染症は細心の注意を払い、クラスターの発生を防止することは喫緊の課題です。「保育場面のサービス実施マニュアル」を作成し具体的な注意事項や実施方法が書かれていますが、感染症マニュアルを見直し新型コロナウイルス感染症などを追加し、感染症の基礎知識、感染症の症状、感染拡大予防の基本、職員・園児の健康観察、施設内外の衛生管理、保護者への周知などについて明記することが望まれます。また職員への周知、研修、トレーニング、実施状況の点検などを行いクラスター発生防止に向けた取組が期待されます。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受信するにあたり全職員で話し合うことを繰り返し、各種マニュアル、保育環境、保育内容を見直すとても良い機会になりました。

第三者評価機関に入って頂くことで、反省点や見直しが必要な点、改善点が明確になりました。改善を求められる点や、保護者アンケートの結果については真摯に受け止め、できることから改善に努めます。

子どもと保護者が安全に安心してすごして頂けるよう、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 3 年 2 月 10 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人旭川松の木会		
事業所名 (施設名)	幼保連携型認定こども園 東光宮前こども園	事業 種別	幼保連携型認定こども園
所在地	〒 078-8346 旭川市東光6条4丁目3-45		
電 話	0166-74-3690		
F A X	0166-74-3689		
E-mail	toukou@eaf.ocn.ne.jp		
U R L	http://www.toukoumiyamae.jp/		
施設長氏名	松浦 由美子		
調査対応ご担当者	大沼 由香 (所属、職名：主幹保育教諭)		
利用定員	129 名	開設年	平成 30 年 4 月 1 日
<p>理念・基本方針：</p> <p>【教育・保育の理念】 ◎丈夫な子ども ◎情緒の安定した子ども ◎自分で考えつくりだせる子ども</p> <p>【基本方針】 * 四季を通して外遊び * のびのび子育て</p> <p>【指導目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四季を通し、自然から受ける豊かさを体で感じながら遊ぶ ・ 友達とのかかわりを心から楽しむ ・ 元気よく挨拶する ・ 年齢に応じた生活習慣の確立 ・ 興味や自発性を大切にし、感動する経験を広げる 			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <p>旭川市通年制保育園に係る運営事業者（東光地区）選定公募により平成30年度開園しました。（法人設立：昭和56年3月）通年制保育園（2園）の引継ぎ園として、また新しいこども園として地域の子育て家庭を支援し、外遊び中心の保育を行っています。体力のある子は集中力が身につきます。よく遊び、よく食べ、よく寝る子どもの心と体を育みます。遊びを通して自分で考え、判断力を養い、達成感が持てる様取り組んでいます。休日保育、放課後児童クラブ、一般型一時預かりなど地域の子育て支援施設として、みんなと一緒にだと楽しい保育を保護者と共に実施しています。</p>			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期）		0 回	（平成 年度）
開所時間 (通所施設のみ)	7時00分～19時00分		

【当該事業に併設して行っている事業】

- ・ 休日保育（定員30名）
- ・ 放課後児童クラブ（定員30名）
- ・ 一般型一時預かり事業（定員10名）
- ・ 幼稚園型一時預かり事業（定員9名）
- ・ 特別支援事業（定員6名）
- ・ 延長保育事業

【利用者の状況に関する事項】（令和 2 年 8 月 1 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
2名	10名	19名	14名	29名	29名
5歳児	6歳児	合 計			
21名	10名	134名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況（保育所を除く）

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

（平均利用期間： _____ ）

【職員の状況に関する事項】（令和元年 10月 1日現在にてご記入ください）

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	21名	1名	名	名	名
非常勤	16名	名	1名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	14名	名	名
非常勤	名	名	7名	1名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	5名
非常勤	名	名	1名	名	6名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名（ 名）
介護福祉士	名（ 名）
保育士	14名（ 7名）
看護師	名（ 1名）
	名（ 名）

（非常勤職員の有資格者数は（ ）に記入）

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	㎡	
(2) 耐火・耐震構造	耐火	☐ 1. はい ☐ 2. いいえ
	耐震	☐ 1. はい ☐ 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年
(4) 改築年	平成	年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	1032.04	㎡
(2) 園庭面積	1044.84	㎡
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行き外遊びを行っている。	
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい ☐ 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい ☐ 2. いいえ
(4) 建築年	平成	29年
(5) 改築年	平成	年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	☐・大舎制 ☐・中舎制 ☐・小舎制	
(2) 建物面積	㎡	
(3) 敷地面積	㎡	
(4) 耐火・耐震構造	耐火	☐ 1. はい ☐ 2. いいえ
	耐震	☐ 1. はい ☐ 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年
(6) 改築年	平成	年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・令和 2 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

・令和 2 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 6 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・個別懇談（上期・下期）～今年はコロナ感染症の為、書面にて実施。
- ・給食試食会を年2回実施し、アンケートや意見を取り入れている。
- ・連絡帳～全園児が持ち、情報共有、不安・悩み等を園と家庭との様子を伝え合う大切なノートとしている。家での様子を記入して頂き、園からの記入も行っている。
- ・送迎時、園内に入っただき利用者に直接保育の様子を見て頂き、コミュニケーションを高められるようにしている。（見せる保育の実施）

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（認定こども園）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(i) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念及び基本方針は明文化されており、ホームページやパンフレット・入園のしおりなどに記載されている。職員に対しては、入職時の研修並びに年間指導計画等を立案する際、法人独自で運用している理念シートなどを活用して理解促進や定着を図っている。保護者などには、園見学や入園時、進級時に担当職員より説明を行っている。今後は保護者などへの周知が、法人や園、職員によって周知の濃淡が無く統一した対応ができるように、資料や周知時期、方法についての手順や体制が整備されることが期待される。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	旭川市が公表している当園待機児童数情報、保護者の動向などについてモニタリングを行っている上、旭川市民間保育所相互育成会における会議等に参加し子ども子育てに関する社会動向について把握している。また、法人や園の現状について、毎月保育のコスト分析や利用率等の分析を本部事務長を交えて3園会議で情報共有している。今後は、重要な3園会議の次第や議事並びに記録を整備し継続的に把握した情報や分析した結果がエビデンスとして蓄積されることが期待される。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	主に3園会議で現状の経営課題や状況が把握できるように運営されている。また、必要事項については理事会や評議員会などで検討されている。人員や運営上の緊急の課題について、すぐに施設内で対策をとり実施している。現状の法人並びに園の経営状況については、施設の保母会議の場で概要について伝達されている。今後は、課題の抽出・明確化及び明文化による計画立案などPDCAサイクルに基づき職員に対して見える化を行い、具体的に職員一丸となって改善に取り組めるように体制が整備されることが期待される。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	旭川市が策定した中・長期計画である子ども子育てプランを参考に、3園会議で検討し計画が立案されている。現在の中・長期計画が大項目の例示にとどまっており、当園の具体的な目標や収支の計画にまでの反映に至っていない。今後は法人及び園の中・長期的なビジョンの確立や人員計画、その具体的な目標や取組、並びに収支計画が立案されることが期待される。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度計画については、前年度の3月までに3園会議で、園では主に保母会議にて職員間で協議し、単年度事業計画や指導計画、行事計画など一連の必要計画案が立案され、理事会・評議員会で承認される流れとなっている。今後は、各計画に評価の指標となる数値目標及び実施の裏付けとなる財政的な計画も同時に策定されることが期待される。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 単年度事業計画は、本部と3園会議が中心となり立案され、保母会議にて園長により口頭で説明し職員に伝達している。また、指導計画や行事計画はほとんど定型化されており、全職員で前年度3月までに見直しを行い、その評価をもとに新年度の各種計画を策定し、定期的な保母会議で進捗状況や現状を把握している。今後は、指導計画や行事計画のみならず、事業計画についても職員が立案から参画し、具体的な目標や取組が明示され、定期的に評価できる仕組みとなるように体制が整備されることが期待される。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b 年間の行事計画などは、入園時や保護者会、園だより、その他掲示や日々の送り迎え機会を通じて保護者に周知している。今後は、事業計画についても保護者等に周知することを前提に策定された上で、コロナ禍で制限事項などが多いことも配慮しホームページやメーリスなどの活用を再検討し、わかりやすく周知する仕組みが構築されることが期待される。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b 3園会議や保母会議にて、研修で保育の質の向上について協議を継続することや、全職員で年2回自己評価を実施し結果をホームページに公開するなどの取組を行っている。今後は、評価から具体的な計画立案・実施・見直しというPDCAサイクルに基づいた取組が機能できる体制を整備されることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b 評価結果による課題の抽出や共有までは3園会議や保母会議ではできているが、具体的な改善策やそのためのロードマップの立案までには至っていない。今後は、抽出された課題に対し具体的な取組目標やその方法、評価指標を合わせて計画が立案されることが期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b 園長や主幹の役割や責任は職務分担表、業務分担表などの中で明示されており、緊急時の対応における体制、不在時の対応についても明確化されている。職員へは保母会議や掲示などで周知されている。今後は、保護者に対しても信頼と安心へつながるよう、必要事項については入園時の重要事項の説明や年度当初の挨拶にとどまらず、年度ごとの最新情報の資料配布やホームページでの情報の公表など、理解されやすい取組が期待される。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b 園長は旭川市などの行政主催の会議や講習会、育成会や社会福祉協議会などの業界団体主催の会議や研修に参加し、労務・防災関係など園運営に関連する法規についても理解を深めている。また、本部と連携し厚生労働省のホームページ等で、遵守すべき法令の情報収集を行い理解を促進している。今後は、収集した情報をカテゴリーごとに取りまとめリスト化するなど、情報の整理と更新ができ易い工夫や、職員へわかりやすく伝えられるよう整理されることが期待される。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a 園長は当初専門外からの参入であったが主幹保育士などと協力し、自ら現場に介入し来園する保護者に直接耳を傾け、リーダーシップを発揮し、毎月の保母会議などで自身の思いを伝え現状の課題に対する検討を重ね、日々の保育へ反映させている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	3園会議での協議などを活用し、30分単位の新たなシフトや子育て支援員の活用、登園システムや必要箇所へのインターホン増設など、ソフト及びハード面で具体的な改善を実施している。
----	---	---	--

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	実習生の受け入れを積極的に行うことや保育士を新卒から正職員として採用することなどで採用力を高めること、子育て支援員、高齢者等をパート雇用し補助業務を担い、保育士の負担軽減につなげ保育士の定着につなげるなど工夫している。また、パート職員においても正職員登用、短時間勤務から常勤へ変更、ライフスタイルやライフイベントに合わせた契約変更など可能な限り柔軟に対応している。今後は、近視眼的な定員による人員確保の施策のみならず、中長期的なビジョンを確立した上で、必要な専門人材の採用・定着について法人・園としての方針や計画が立案されることが期待される。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	法人全体で運営されている職責に応じたキャリアパス基準が設定されており、概ね上期下期の年2回、園長や主幹職員が職員と面談を実施し、面談及び評価結果は処遇などに反映されている。今後は制度の定着と向上を目指し、考課者研修の実施や評価項目の見直し、目標管理など職員自ら制度にコミットできる内容へ改善されることが期待される。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	職場満足アンケートの実施にまでは至っていないが、年に2回以上個人面談の時間を設け職員の意向を把握している。また、シフトを30分単位で組むことで希望に応じた働き方ができ、有給休暇が取得しやすいように工夫している。今後は、職員によって業務に偏りがなく、また、偏りがあった場合はその偏りは職責や職務に照らした上で適かなど評価検討した上で、全ての職員にとって可能な限り公平な取組が継続的にできる体制の構築が期待される。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	キャリアパス要件を鑑みながら、定期・随時面談や日頃の職務の取組から職員の業務上の課題や目標を明確化、到達度の把握を行い、業務目標の設定や再設定、法人が期待する職員像の確認を行っているが、最終的には全体としての包括的な取りまとめとなっており、職員一人ひとりの個別の育成システムの確立には至っていない。今後は、職員一人ひとりに対し到達目標が設定され個別育成システムが確立されることが期待される。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	法人及び園で、年次の職員研修計画が策定されている。毎年度形式的儀礼的な研修が多く、外部研修もその時々テーマに合わせて受講対象職員を経験や過去の受講履歴、キャリアパスグレードなどから当てはめている。今後は、法人並びに園で育成や研修などの基本方針や計画が策定された上で、必要な研修が必要な職員へ行き渡るような体制が構築されることが期待される。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	法人及び園で、年次の職員研修計画が策定されている。法人や園の内部外部の研修に職員の経験や職務・契約パターンなどからその時々テーマに合わせて受講対象職員を選定し受講機会を確保している。今後は法人並びに園で育成や研修などの基本方針や計画が策定された上で、必要な研修を受講できる機会が確保されるように、現在始まったオンライン研修の活用の促進など更に向上されることが期待される。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b 実習生受け入れマニュアルや関係帳票が整備されており、担当職員が配置され毎年保育士をはじめ他の専門職などの実習生も受け入れしている。今後は、法人や園として何故実習生の受け入れをするのかなどの受け入れの基本方針や、法人や園独自の狙いなどを検討策定の上、担当職員以外や送り出す学校などへの理解が促進するよう、体制や関係帳票などが整備されることが期待される。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページが開設されており、理念・基本方針とともに、園の概要や実践する保育、決算報告などが公開されている。今後は、現在ある保護者も含めた内部関係者向けのお便りの関係機関や一般への公表化（広報誌化）の検討や、ホームページの情報更新頻度の向上、内容の充実など更に活用され情報が公開されることが期待される。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	内部統制として事務・経理・取引に関する各規程類が整備され、法令に準拠した経理システムを導入し、社会福祉法人会計基準に応じた会計管理をしている。雇用や総務労務関係では、社労士事務所や顧問弁護士に相談できる体制を整備している。今後は必要に応じて、定期的に公認会計士などの外部からの監査等チェック体制が準備されることが期待される。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	放課後児童クラブや園開放、定例の夏祭りやお遊戯会などイベントにて地域交流会を行っている。地域町内会長との連携や民生児童委員会への出席、地域の個人事業主のパンフレットやカレンダー、試供品を設置し保護者などへも地域情報を発信している。今後は、園として地域の中でどのような存在となりたいたいのか、現在園としても検討している災害なども含めた地域とどのような関係を構築したいのかなど、基本方針や具体的な取組の計画などが策定された上で実施されることが期待される。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	現在はボランティアの活用や活動実績が殆どない。また、受入マニュアルや関係帳票も整備していない。今まで問題は起きていないが、今後は、実習生の受け入れと同様に、法人や園としての考え方や方針を検討取りまとめた上で計画などを策定し、マニュアルや関係帳票なども整備して具体的な取組が実践されることが望まれる。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	事例を中心に、関係機関については連絡先など個別に明記され職員間で必要な連携先機関がわかるように備えられている。また、保護者等へはポスターの掲示やお便りにて関係機関が紹介されている。ケース事例に応じて、旭川市の巡回相談、たいせつネット等と連携している。必要時には、都度医療機関や子ども子育て総合センター、児童相談所との連携を図り、ケース検討会議にも参加している。今後は、事例による個別の繋がりのみならず、それを起点に定期的な連携や有機的なネットワークの形成、園内では担当職員以外の理解促進のためのリスト化や具体的な連携方法や手順、連絡先等のノウハウの共有が促進されることが期待される。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b 評価年度にはコロナ禍で活動が自粛されたが、劇団公演や夏祭、園開放時に地域の親子が園を利用している。利用時には、栄養士による離乳食などの食事栄養相談や、保育士などによる子育て相談、特別支援関係機関への紹介を行っている。また、町内の美化活動への参加をしている。今後は更に地域との連携を深め、自園の持っているハード及びソフトについて地域に還元できる機能は何か継続的に取り組める事項は何か検討した上で、更に実践されることが期待される。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b 過年度に地元東光地区町内会役員や民生児童委員にて園見学会とこども園内容についての座談会が開催され、意見交換がなされ地域性理解の把握のきっかけとなっている。今後は、園が希望している子育て経験と保育経験を有した職員が「身近な子育て応援者」となるよう、また、「みんなと一緒に楽しい保育」を共有したいという思いが実現できるよう、地域の保育以外の地域課題も含め把握する取組を検討実施し、本業である子ども子育て支援にて、現在実施している事業や活動以外にも相談機能や見守り機能など地域の課題に対し参画することが期待される。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b 園の理念を明記した全体的な計画から各年齢に合わせた年間指導計画等を策定して組織内で共通理解を持った教育・保育に取り組んでいる。また、「東光宮前こども園倫理要綱」を策定し「虐待・事故防止委員会」設置から虐待と事故をテーマにした法人3園の合同研修会開催に取り組んでいる。直接業務に関する記載が中心の「保育場面のサービス実施方法マニュアル」は、理念や基本方針を基にした子どもを尊重する教育・保育に関する基本姿勢とつながり、間接業務も考慮した標準的な実施方法として検討・策定されることが期待される。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b オムツ交換時のパーテーション利用や洋式トイレのドアの設置等、プライバシーに配慮した備品や設備等の工夫を行っている。虐待へ対応するマニュアルを整備して虐待をテーマにした研修会を法人の3園合同で実施している。個人情報についての保護規定等は整備されているが、プライバシー保護に配慮した教育・保育実践が経験知で行われているので、日常職員個々が配慮していることを全職員で協議の上、規程等へ整備することが期待される。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 法人のホームページで園の情報発信を行い、法人作成の園説明パンフレット「のびのび」を市役所へ配置している。見学者対応として「園見学マニュアル」を整備し、職員が同じ内容や手順で説明できるように、見学者に配布説明するパンフレット等資料の準備から見学ルートにそって保育環境や保育内容の具体的な例示を記載してわかりやすい丁寧な説明に努めている。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b 入園説明会で園長による教育・保育の開始時の説明、重要事項説明書の説明後に各種同意書を得て記録を残している。家庭の事情により保育時間の変更が生じた場合は、延長保育や休日保育等の説明も含めて保護者の意向に配慮しながら変更届の説明を行い、子どもにとって無理のない対応に努めている。保護者への各種説明が豊かな経験知をもとに保護者や子どもへ配慮しながら行われているので、特に配慮が必要と思われる保護者への対応の経験も活かして保育の開始・変更時の説明が同じ手順・内容となるよう組織的なルール化に取り組むことが期待される。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	<p>転園など園の変更時には、保護者の同意のもとに変更後の園に情報提供や指導要録の郵送など関係機関等と連携した支援の対応に努めている。保護者には相談を受ける旨の対応方法等を口頭で説明を行っているので、組織的に対応している保育の継続性確保の園の体制について書面を用いて説明し、書面の手渡しや引継ぎ文書等の各種配慮や手順を定める取組が期待される。</p>
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	<p>日々の教育・保育の中で子どもの満足感を把握するように努め、毎日の連絡帳から主幹等が不足な対応がないかチェックしている。毎週の保母会議時にクラスの様子や保護者の意見の報告があり全職員で取組が共有できる仕組みとなっている。保護者の受け止めについて報告を受けて随時対応に努めているが、子どもの代弁者としての保護者の満足感を把握する視点から、個別面談等の定期的な調査も行き、さらに満足感を向上させる教育・保育の質を高める課題把握の仕組みとしての整備が期待される。</p>
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	<p>法令で求められている社会福祉事業の経営者における基準としての苦情解決体制を構築し、担当者の氏名及び電話番号を掲示して保護者へ重要事項説明書から窓口の説明を行っている。苦情内容記録が適切に保管されているが、主幹等へ提出する保護者謝罪的な内容が主となっていることから、教育・保育の質の向上につながる事例分析や対応策等に利用できる記録方法の検討が期待される。申し出た保護者へ、提供された内容から教育・保育の改善が図られたフィードバックや保護者に配慮した公表のあり方等の検討にも取り組み、仕組みがより機能することが期待される。</p>
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	<p>日常的に保護者の様子から連絡帳で伝えられないことを園側が察知する対応に努め、相談を受けた時は園長や主幹、担任により必要に応じて場所を変えて相談しやすく配慮したスペースを確保し対応に努めている。保護者側視点から、相談したい時に日常的に接する職員以外に、複数の相手や方法から自由に選べる環境が提示されていないので、保護者のプライバシー配慮を含めた環境設定や保護者が選択できる仕組みの周知について検討に取り組み、園側視点の察知と保護者側視点の相談しやすさのマッチングに結び付く工夫が期待される。</p>
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	<p>保護者から相談を受けた際に、園長や担任職員が記録を行い、主幹等の経験知から対策を講じて会議で職員へ周知する迅速な仕組みがある。経験を活かした対応を行っているので、園長や担任職員以外の他の職員が相談等を受けた際の対応も含めて、苦情解決の仕組みと同様に、相談により意見や要望、提案等を受けた後の手順、検討や対応方法、記録方法、保護者への説明から公表のあり方等の仕組みについて検討し対応マニュアルの策定が期待される。</p>
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	<p>保健衛生・安全対策リーダーを選任し、事故防止及び事故発生時等の対応マニュアルの職員周知や事例収集に努める体制を整えている。「事故防止マニュアル事例集」や各種多様なマニュアルを整備して法人3園の合同研修会で職員への安全確保・事故防止の研鑽に努めている。ヒヤリ・ハット件数は教育・保育上の対応内容の提出件数が少数ゆえ、職員個人の反省を促したり、責任追及したりするためのものではないことに留意を置いた教育・保育の質の向上を図るためのヒヤリ・ハットの仕組みとしてより醸成した機能となるような取組が期待される。</p>

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	「施設内感染症対策マニュアル」を策定して感染症対策委員会の設置体制を構築し、研修会等の企画やマニュアルの見直しを含めた感染症対策に関わることを明記している。保護者へお便りや掲示板で感染予防や対応について情報提供に取り組んでいる。感染症マニュアルを各種整備しているため、マニュアルが効果的に機能するように計画的な研修会の開催、定期的なマニュアルの見直し、組織の職務分担表等に看護師職を組み入れ看護職の知見を活かす取組が加えられることが期待される。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	防災計画を整備し、毎月の避難訓練と年2回の通報訓練を行っている。保護者には入園時のみならず進級時にも避難についての流れや安否確認の手段を確認している。事業継続計画（BCP）を意識し災害後の保育も明記したマニュアルも備えられている。今後は、新旧混在しているマニュアルについて、事件・事故への対応と自然災害等の危機管理対応の整理を行い、事業の継続として子どもと職員の安全確保や園外の関係機関との情報共有を意識し、数量を勘案した備蓄リスト作成も含めて多様なマニュアルを整備する取組が期待される。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b 直接業務に関する「保育場面のサービスの実施方法マニュアル」を作成し、注意喚起の内容を明記して職員全員へ配布している。リスク管理については法人の定期的な3園合同研修で職員研鑽を図り、標準的な実施方法の教育・保育の提供に努めている。園の標準的な実施方法の確立のために、法人の目指す理念を大事にした教育・保育の実践として、注意喚起のみならず、子どものプライバシー配慮や個々の保育士の保育観も大事にしながら、一人ひとりの子どもの状態に応じた教育・保育の提供を目指すPDCAサイクルに基づいた標準的な実施方法の文書化が期待される。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b 園の教育・保育上の実務経験を基に年度末の会議で標準的な実施方法に関連する注意事項についてクラス毎にマニュアルの見直しを行っている。業務改善リーダーの職務に「園全体の業務を定期的に見直し」と明記した仕組みがある。年度末に標準的な実施方法の見直し会議を実施しているため、園として計画的に検証するための時期や見直し方法、そして保護者等の意見や提案を反映させる仕組みも園として定めて、教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に機能することが期待される。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b 法人3園の教育・保育の同質化をめざす方針から指導計画（保育月案・週案・日案等）の策定は、園長の責任の元に職務分担表や業務分担表で主幹保育教諭の指導管理と定めて取り組んでいる。障がいを抱えた子やグレーゾーンのケース等に個別指導計画を作成し積極的な教育・保育の提供に努めている。法人方針の良さを活かしながら、多様な子どもと保護者の教育・保育実施上のニーズ等を把握するアセスメントから計画、実施、評価、見直しのプロセスの中に園外の関係機関のみならず保護者の意向等を把握する手順も定める取組が期待される。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	法人3園の同年齢クラスの標準化・明確化を目的に、年間指導計画を4月に策定し、10月に評価、見直しを行う仕組みがある。コロナ禍で個別面談開催が困難となった後は「個別懇談表」を作成して自宅の様子を把握し各種計画策定の見直しに努めている。園運営の経験知から定期的に各種指導計画の評価見直しを行っているので、組織的な定めとして評価・見直しを行う時期の設定、各種様式を使用した記録の手順や方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等を明示して教育・保育の質の向上に向けた積極的な取組が期待される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	各種記録は指導職員の経験をもとに統一様式を用いて内容及び書き方の指導を行っている。「連絡帳について」では、目的、各種機能、早番での取扱い等の共通の用い方を定めている。職員間の記録の差異のみならず日誌や計画の記録の負担を減らすため、記録や計画をお互いに見合うことから子どもを理解する視点の共有となり、園らしさの教育・保育の方向性の共通理解につながるよう、各様式を用いて何をどのように書くか等PDCAを意識したルールをつくり、「記録要領」の作成に職員の協議で取り組むことが期待される。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報管理規程を整備し、入職時に研修を行い守秘義務の誓約書を職員から得ている。保護者へは「重要事項説明書」や「たしかな生活力をつけよう」の説明時に個人情報の取扱い配慮について説明を行い、個人情報使用同意書や写真掲載承諾書等を得ている。個人情報管理規定の第3章個人情報管理に係る安全装置の概要に、定期的な教育を行うことを明記しているため、入職時の誓約書をのみならず計画的な資質研鑽の研修を行うことが期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1- (1) 保育課程の編成		
A① A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	全体的な計画は、教育・保育指針や教育・保育目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえつつ教育・保育のねらい及び内容が園の生活全体を通して総合的に展開されるように編成している。保育課程は年齢ごと年間目標、指導計画から編成し、さらに月案・週案・日案を作成して定期的に見直し、年度末には職員が参画し編集している。今後は雇用形態に関わらず全職員の参画により創意工夫した編成が行われることが期待される。
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A② A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	エアコン・温度計・湿度計を設置し快適な状況になるように管理している。教材や遊具などは園児が自分で出し入れしやすい場所に設置され、自己管理しやすい家具の配置で整理整頓されている。事故防止チェックリストを活用し毎月点検を実施するとともに、日常的にきめ細かにヒヤリ・ハット事例を検証し、改善策を立て職員間で情報共有し事故防止に取り組んでいる。コップやおもちゃは殺菌庫・高温スチームで消毒している。トイレの手洗い場は自動水栓・ペーパータオルの使用で衛生面も配慮し安全な環境管理をしている。家具等は木製で明るく落ち着いた雰囲気になるよう配慮している。
A③ A-1- (2) -② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	入園時の保護者面談で子どもの育ちや家庭環境を聴き取って児童票を作り、年2回保護者懇談を行い一人ひとりの状態の把握に努めている。入園後も個人記録に経過を記録している。子どもが自由に欲求を表現しやすいように話をじっくり聞いたり、せかしたりせず人権擁護を念頭に置いた言葉遣いや対応を行い、子どもの心に寄り添うように努めている。担当保育士は必要時には園長などの支援を受けたり、他職員と対応を協議するなど情報を共有しながら関わっている。
A④ A-1- (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	保育目標の「年齢に応じた生活習慣の確立」に向けて、子どものやりたい気持ちや個人のペースを大切にしながら、食事、排泄、着脱、清潔などの基本的な生活習慣が確立できるように関わっている。机や椅子の選択、遊びと食事のスペースの区分、自分で出し入れができる靴箱や道具箱の配置等、子どもが積極的に活動できるように関わっている。保護者とは連絡帳や送迎時の関わりを通して情報を交換し連携しながら、子どもの発達課題に向けて取り組んでいる。
A⑤ A-1- (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	季節を問わず園庭や公園などに出かけ自然と触れ合う機会を多く持つとともに、地域の方と接する機会を持つなど戸外活動に積極的に取り組んでいる。夏～秋はどんぐりや落ち葉拾いなど植物や虫等に興味関心を広げる機会となっており、冬はそり遊びなど一年を通した戸外遊びは子どもの体力向上にもつながっている。個別・集団活動を通して自由に遊び、協力できるところを手伝ったり、ケンカしても仲直りしたり、一緒に遊ぶルールを知ったり、ルールを守りながら友達という居心地の良さを感じたり、自分を表現しながら子ども同士が学び、子どもが主体的に生活と遊びができるための工夫をしている。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育課程を基に個別指導計画を作成し、担当保育士を配置している。0歳専用連絡帳は時間軸で家庭と園の生活がわかるようになっており、保護者とは送迎時の関わりを通して日々情報を共有し、一人ひとりの発達や体調にきめ細かく対応している。名前と呼ぶ、スキンシップするなど保育士と愛着関係がもてる関わりをしている。子どもの視線おもちゃを置く、伝い歩きがしやすい環境づくり、ぶつかってもケガしないキューブクッションの使用、SIDS予防策とし午睡時には個別のセンサーの使用、危険につながるものを確認するため床を手拭き掃除し、専用掃除機の使用、おもちゃ用の殺菌庫の設置など衛生面も考慮した安全・安心な環境で関わっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>全体的な計画を基に年間指導計画を作成し、さらに月案、週案、日案を立て、毎日の保育を通して到達目標に近づけていけるよう環境を整備している。一人ひとりの発達や健康状態を把握し個別指導計画を作成し、基本的な生活習慣の形成と自分でやろうという気持ちを尊重し個別性を配慮して関わっている。子どもの自我の育ちを見守り、安全に探索活動や身体を使った活動が十分行えるように絵ワーク・製作活動などを取り入れた遊びを工夫している。保護者との連携は、クラスの様子をお便りや発信したり、1歳・2歳専用の連絡帳や送迎での関わりを通して情報を共有し個々の状況に合わせた保育をしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>全体的な計画に基づいて、養護と教育の一体的展開がされるように環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。年間指導計画に基づき、月案、週案、日案を立て、毎日の保育を通して子どもの到達目標に近づけていけるよう、一人ひとりの発達や健康状態を把握し個別指導計画を作成している。月2回の英会話、言語・数の指導、月1回専門講師による体育指導が行われている。鼓笛活動では子どものやる気や満足感に繋がったり、地域の方の楽しみになっている。また、行事やグループ遊び、自由遊びなどから集団活動でのルールの大切さを学び、遊びを通して体力の向上とともに集中力の向上にもつながっている。さらに、製作活動、共同創作活動などを通して自己表現力や他者理解を深める力、物事をやり遂げる力、譲り合い他者を尊重する力などを育てている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別支援計画を保護者と作成し、共通の目標を目指して成長を共有しながら保育をしている。児童相談所、愛育センター、病院、障害児通所支援事業所など特別支援保育に係る機関と連携を密に行い、相談・助言を受け、職員間で情報共有し保育に反映している。日常的に保護者と密に連携し保護者が相談できるように関わっている。障害に関する研修会を開催し職員の理解を深めたり、特別支援コーディネーターが来園し、児童の観察や保育へのアドバイスを受け保育に反映している。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画に長時間保育を位置づけ、延長保育担当保育士を複数配置している。伝達事項は専用ノートを活用し、必要な情報が途切れなく正確に伝達し統一した関わりができるようにしている。一日の動きに合わせて手作りのおやつなども取り入れ量や種類を選択している。前時間の保育を考慮した過ごし方をしたり、スキンシップの時間を多く持つなど、家庭的雰囲気の中でゆったり過ごせるように遊びや場所を考慮している。異年齢児とも一緒に過ごし交流できるように環境を整備している。疲れて帰ってくる保護者を労う対応を心がけて、保護者との連携を密に行っている。保護者の都合による予定外の保育にも対応している。</p>

<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>個別指導計画では就学に向けての目標を保護者と共有し見通しを持てるように関わっている。小学校との交流授業や、保育の中でも英語教室や言語・数の指導、体育指導を取り入れ、就学に向けて期待を高められるようにしている。保護者とは個別懇談を年2回設定し、気になることを聞き取り必要に応じて個別に対応したり、小学校への引継ぎ時に伝えている。年長児担任保育士は、幼保小連携の研修に参加している。小学校との連携は、「保育所児童保育要録」を作成し小学校に郵送している。また、必要に応じて電話や対面で伝えている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保健計画は年齢別、月別に目標、保健に関する行事や活動などきめ細かな内容で策定している。健康管理、衛生管理に関するマニュアルを整備し、それに基づき健康管理をしている。既往症、予防接種、疾病や怪我など個々の健康記録がある。登園時の視診や前日体調が悪かった時は保護者から状態を聞き取り保育に反映するため、朝の連絡や会議での伝達のほか、クラスノートに記載し職員間で情報を共有している。検温、食事、排泄、表情や顔色、言動で一人ひとりの状態を把握している。SIDSに関する知識を職員に周知し毎日プレチェックをしている。個別懇談等で知り得た特に配慮が必要な事項については個人記録に記入し、必要時職員に周知している。保護者には流行している感染症等について人数を貼り出し、ポスターやほけんニュース、安全だよりなどで知らせている。今後は、健康管理マニュアルを見直し、対応手順だけでなく新型コロナ感染症なども含め子どもの罹りやすい病気などの感染症の基本的知識を追加したり、感染症発生時の園内の衛生面の取組を保護者に周知し安心につながる対応などが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>園嘱託医による内科健康診断と園嘱託歯科医による歯科検診は年2回実施しており、結果を保護者へ通知するとともに、個人記録に保管し職員間で情報を共有している。3歳児以上は歯磨きを行い、4歳5歳は歯科検診時に歯の染め出しを行い、年2回歯科医によるブラッシング指導を行っている。ブラッシング指導で磨き残しなど見られる場合は園と家庭とでできることを保護者と一緒に考え対応し、歯磨きや食事の指導につなげている。0、1、2歳児は、食後には番茶で口腔内の清潔に努めている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー対応マニュアルを整備し、入園時面談でアレルギーの有無を把握し、医師の診断書を提出してもらい、対応について職員間で情報を共有している。給食用食事チェックノートを用いて給食調理員と保育士で二重チェックを行い、ネームプレート付トレーにて配膳し、アレルギー食を担当する保育士が配膳時と食事終了時にサインをしている。会議で研修を行い、全職員にアレルギー児の内容と緊急時対処方法について周知している。慢性疾患等のある子どもについては、医師からの指示を受け保護者と情報を共有し、毎日の体調を伝え合いながら適切に必要な対応を行っている。栄養士は、保護者に献立表を直接手渡し食事内容を確認している。</p>

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Aⓐ	a 給食年間計画では各月の給食目標、食事内容の配慮、指導上の注意点、園での実践と家庭での働きかけなどについて策定され、年齢別指導目標では食事内容、食べ方やマナー、食事への興味、家庭や地域との連携などきめ細かく検討し策定している。ピクニックなどの戸外食を取り入れ楽しく食事ができるようにしている。一人ひとりのペースや好き嫌いを把握し、家では苦手な物もみんなと一緒に食べられたという成功体験を大切に、次への意欲につなげている。ガラス張りの給食室は、作っている様子が見えて美味しい匂いを嗅ぐことができるため、子どもの食欲を高め園生活の楽しみの要となっている。保護者には毎月の献立表、給食日より発行し給食の状況を伝え、参観日には試食会を行い、保護者にも子どもと一緒に給食を食べてもらったり園での食事の様子を見てもらったりしている。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Aⓐ	a こどもの体調、生活リズム、日中の活動量、好き嫌いなどを考慮し、一人ひとりの育ちや発達に合わせた食事ができるよう、食事量を加減したり、個人の嗜好を考慮し無理強いせず自然に偏食がなくなるように関わっている。食材は旬のもの、地産地消などを考慮している。栄養士は給食時に各クラスを回り、子どもたちの意見や要望を聞いたり、残食を確認し献立や調理に反映している。保護者には、保護者試食会をしたり、園で食べているメニューやレシピなどをお便りで発信している。保護者の相談の対応も必要に応じて行っている。衛生管理については、大量施設衛生管理マニュアルに則り衛生的に調理し、安全な給食提供に努めている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Aⓐ	b	日常的な情報交換は、連絡帳、送迎時に口頭で園での子どもの様子を知らせたり、保護者から家庭での様子を聞くなど情報交換を密に行い、必要に応じて個人記録に記載し職員間で共有している。また、保育の意図や取組について各種のお便りで発信しているほか、入園時、行事、個別懇談、参観日等の機会に保護者の理解を得るように園長や担当保育士が説明しているが、保護者の理解を得られているかは把握していない。保護者が理解しやすい内容や方法などの見直しや個人記録に記載する内容について職員間で標準化するための記録要領の作成などの取組が期待される。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Aⓐ	b	送迎時には園内に入り保育を見てもらったり、その日にあったことなども伝えている。送迎時の声掛けや懇談時の保護者との対話を大切に、保護者が相談しやすい雰囲気作りを行っている。保護者から相談があった場合は相談コーナーで相談できる時間を設け、相談内容や支援内容は個人記録に記載している。担任保育士が相談を受けた場合は職員間で協議し、情報を共有して園全体での取組につなげ、必要に応じて関係機関にもつなげている。今後は、担当保育士と保護者との関係構築ができていない場合など相談しづらい状況への対応策の検討が期待される。また、状況変化への相談対応がタイムリーにできるようなシステムやプライバシーが守れる相談スペースの確保などの見直しも期待される。

<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>A③</p>	<p>a</p>	<p>登園時の視診、健康観察、午睡時の身体チェック、保護者との会話など日頃から子どもの心身状態や親子の関係についてきめ細かく観察し早期発見に努めている。身体測定では低体重児や低身長、あざや傷などを観察し兆候を見逃さないようにしている。虐待対応マニュアルを整備し研修を行い職員に周知している。虐待の兆候を発見した時は園長に報告し、園内で情報を共有し対応を協議している。児童相談所や子ども総合相談センター、市役所の子ども育成課などの関係機関にも相談し連携する体制を整えている。</p>
---	----------	--

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>A③</p>	<p>b</p>	<p>週案・月案・年間計画などでクラス担当者間での日々の振り返りをもとに毎月の保育の振り返りを協議し、反省、評価を行い保母会議で報告している。自己評価は「自己チェックリスト」を使用して年2回実施し、ホームページに結果を公表している。自己評価後に園長面談を行い助言や指導を受け、自己の保育を振り返ることや課題の気づきにつながり、保育の質の向上につながっている。今後は、個別保育計画など、一人ひとりの子どもの育ちを捉える保育実践が出来ているかについて振り返り、職員全体で話し合い保育の課題解決に向けた協議を行い、保育の改善策として実施されるよう、園全体の保育の質向上につながる仕組みの構築が期待される。</p>